

令和元年第4回市議会(臨時会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺市

目 次

	頁
議案第 54 号 堺市博物館条例の一部を改正する条例	3
議案第 55 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例	5
議案第 56 号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	7
議案第 57 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例	9
議案第 58 号 財産の減額貸付けについて	11
議案第 59 号 物品の買入れについて	15
議案第 60 号 市道路線の認定及び廃止について	17
議案第 61 号 大字北共有地処分について	29
報告第 8 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	33

令和元年第4回市議会（臨時会）に次の案件を提出する。

令和元年6月21日

堺市長 永藤英機

- 議案第 54 号 堺市博物館条例の一部を改正する条例
- 議案第 55 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 56 号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第 57 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 58 号 財産の減額貸付けについて
- 議案第 59 号 物品の買入れについて
- 議案第 60 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 61 号 大字北共有地処分について
- 報告第 8 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

堺市博物館条例の一部を改正する条例

堺市博物館条例（昭和 55 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、技術的な」を「又は技術的な」に改める。

第 3 条第 1 項中「展示会場に入場しようとする者は、別表」を「展示を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表に定める額」に、「1,000 円」を「1 人 1 回につき 1,000 円」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 6 条及び第 7 条を 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条中「特別観覧料」の次に「、使用料」を加え、同条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 4 条 観覧者は、市長が別に定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市博物館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市博物館において、博物館資料の展示を観覧しようとする者が本市の歴史文化について理解を深めることができる環境のより一層の整備を図るため、博物館の附属設備（多言語音声ガイド）の使用について定めることとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成 20 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項第 1 号中「おおい」を「覆い」に改める。

第 23 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 30 条第 1 項第 2 号中「取りはずし」を「取り外し」に改める。

第 36 条第 3 項中「おおい」を「覆い」に改める。

第 43 条第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条第 2 号から第 5 号までの規定中「又は前条第 1 項」を削り、同条第 6 号中「又は前条第 1 項」を削り、「複合型住居施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」を「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 41 条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

堺市火災予防条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 16 年総務省令第 138 号）の一部改正を踏まえ、住宅用防災警報器等の設置の免除が可能となる場合について規定上明記することとし、所要の改正等を行うものであること。
- (3) その他規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 7 月 1 日から施行するものであること。

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

堺市水道事業給水条例（昭和 33 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項及び第 5 項、第 26 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに第 30 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から給水装置の使用が継続している場合について、施行日前における直近の計量の日（施行日前に給水装置の使用を開始し、施行日まで一度も計量をしていない場合にあっては、当該使用を開始した日）から施行日以後最初の計量の日までの間における使用水量に係る料金に対するこの条例による改正後の第 25 条第 1 項並びに第 26 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定の適用については、これらの規定中「100 分の 110」とあるのは、「100 分の 110（施行日以後における最初の計量の日が令和元年 10 月 31 日までの日である場合における料金又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 16 条第 1 項において準用する同法附則第 5 条第 2 項に規定する政令で定める部分にあっては、100 分の 108）」とする。

（適用区分）

- 3 この条例による改正後の第 30 条第 2 項の規定は、施行日以後に第 11 条の規定により申込みがなされた新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。）の工事に係る加入金について適用し、同日前に申込みがなされた新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。）の工事に係る加入金については、なお従前の例による。

堺市水道事業給水条例の一部改正について

1 改正の趣旨

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により、令和元年 10 月 1 日以後、消費税率及び地方消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から公共下水道の使用が継続している場合について、施行日前における直近の計量の日（施行日前に公共下水道の使用を開始し、施行日までにも一度も計量をしていない場合にあつては、当該使用を開始した日）から施行日以後最初の計量の日までの間における公共下水道の使用に係る使用料に対するこの条例による改正後の第 18 条の規定の適用については、同条中「100 分の 110」とあるのは、「100 分の 110（施行日以後における最初の計量の日が令和元年 10 月 31 日までの日である場合における使用料又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 16 条第 1 項において準用する同法附則第 5 条第 2 項に規定する政令で定める部分にあつては、100 分の 108）」とする。

堺市下水道条例の一部改正について

1 改正の趣旨

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により、令和元年 10 月 1 日以後、消費税率及び地方消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

1 物件の表示

土地

所在地	地目	地積 (㎡)
堺市南区新檜尾台3丁6番14のうち	宅地	450.20

2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

3 貸付けの相手方

堺市南区新檜尾台3丁6番10号
新檜尾台駐車場管理運営委員会
会長 登り山 浩之

4 貸付料

減額前 年額 835,121 円
減額後 年額 417,560 円

5 貸付期間

議会の議決を経た翌日から令和6年3月31日まで

財産の減額貸付けについて

地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、新檜尾台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

1 減額貸付けを行う理由

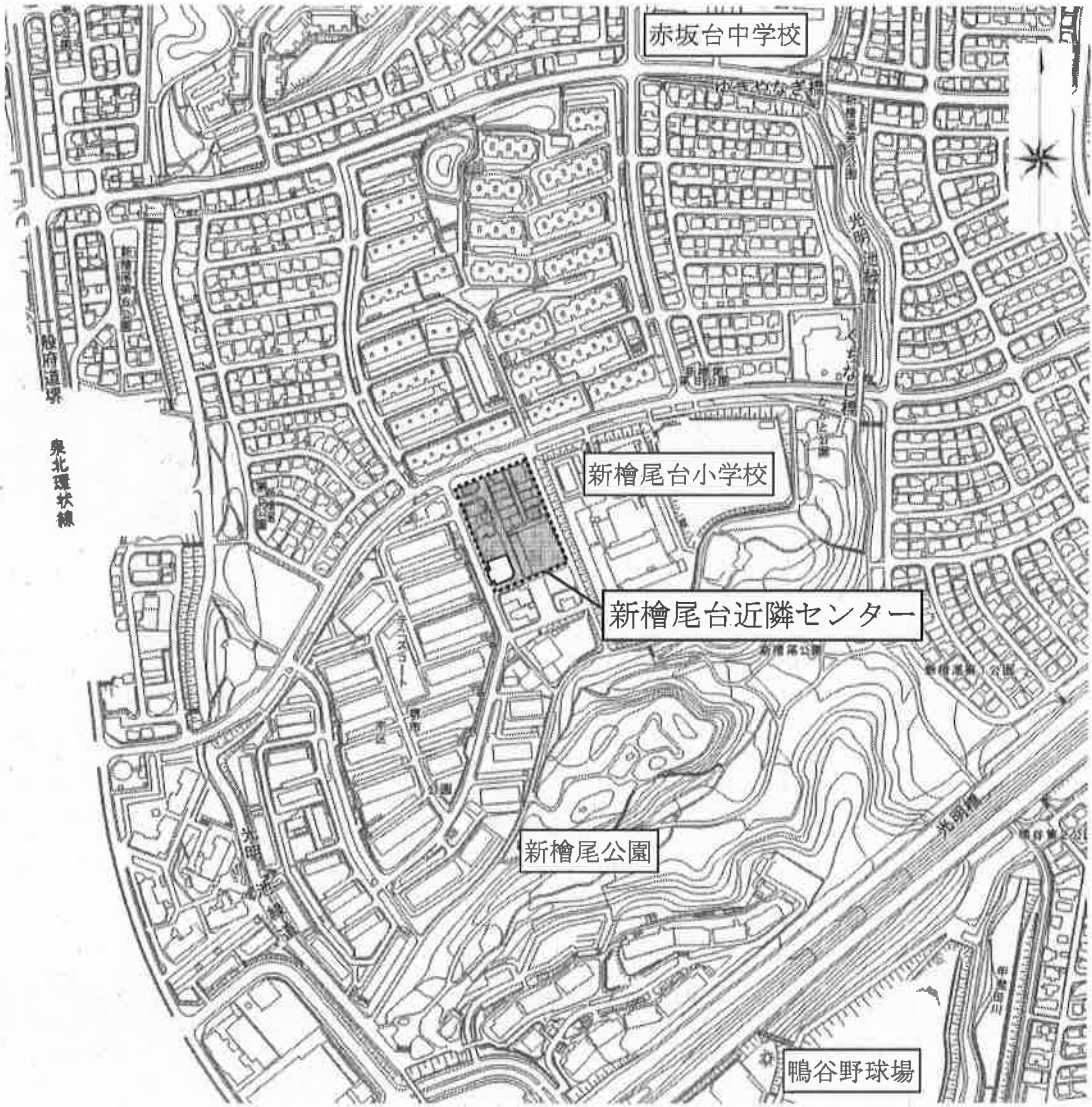
本地区近隣センター駐車場は、地元商店会等で構成される新檜尾台駐車場管理運営委員会（以下「委員会」という。）が、平成21年7月から本市による土地の有償貸付けを受け、自主的な管理を行ってきた。

今般、委員会が駐車場管理方法を変更し、営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

2 減額の内容

貸付けをする財産について、近隣センター利用者が無料で駐車できる部分の貸付料を免除する。

減額貸付物件 位置図



物品の買入れについて

次のとおり、はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m 級）1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
株式会社モリタ 関西支店
支店長 合田 努
- 2 購入金額 96,910,000 円
うち取引に係る消費税額等 8,810,000 円
- 3 仮契約の日 平成 31 年 4 月 19 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和2年3月19日まで
- 3 入札執行日時 平成31年4月11日 午後1時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社モリタ関西支店		88,100,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
7373	浅香山常磐101号線	堺区浅香山町3丁61番6地先 北区常磐町2丁62番地先		大和川線事業に伴う認定
t950	東浅香山常磐101号線	北区東浅香山町2丁44番3地先 北区常磐町1丁42番7地先		〃
ハ1039	土師213号線	中区土師町4丁1886番18地先 中区土師町4丁1886番13地先		都市計画法第39条による帰属
t947	平井48号線	中区平井572番7地先 中区平井572番23地先		〃
t948	平井49号線	中区平井1029番14地先 中区平井1029番17地先		〃
t949	東山65号線	中区東山608番15地先 中区東山609番3地先		〃
7600	高倉台84号線	南区高倉台2丁10番44地先 南区高倉台2丁10番37地先		〃
7601	多治井73号線	美原区多治井491番1地先 美原区多治井481番1地先		〃

市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
t458	東浅香山101号線	北区常磐町1丁24番2地先 北区東浅香山町2丁124番1地先		大和川線事業に伴う廃止

市道認定路線図

11-11

整理番号 7373

浅香山常磐101号線

62

61-6

凡例

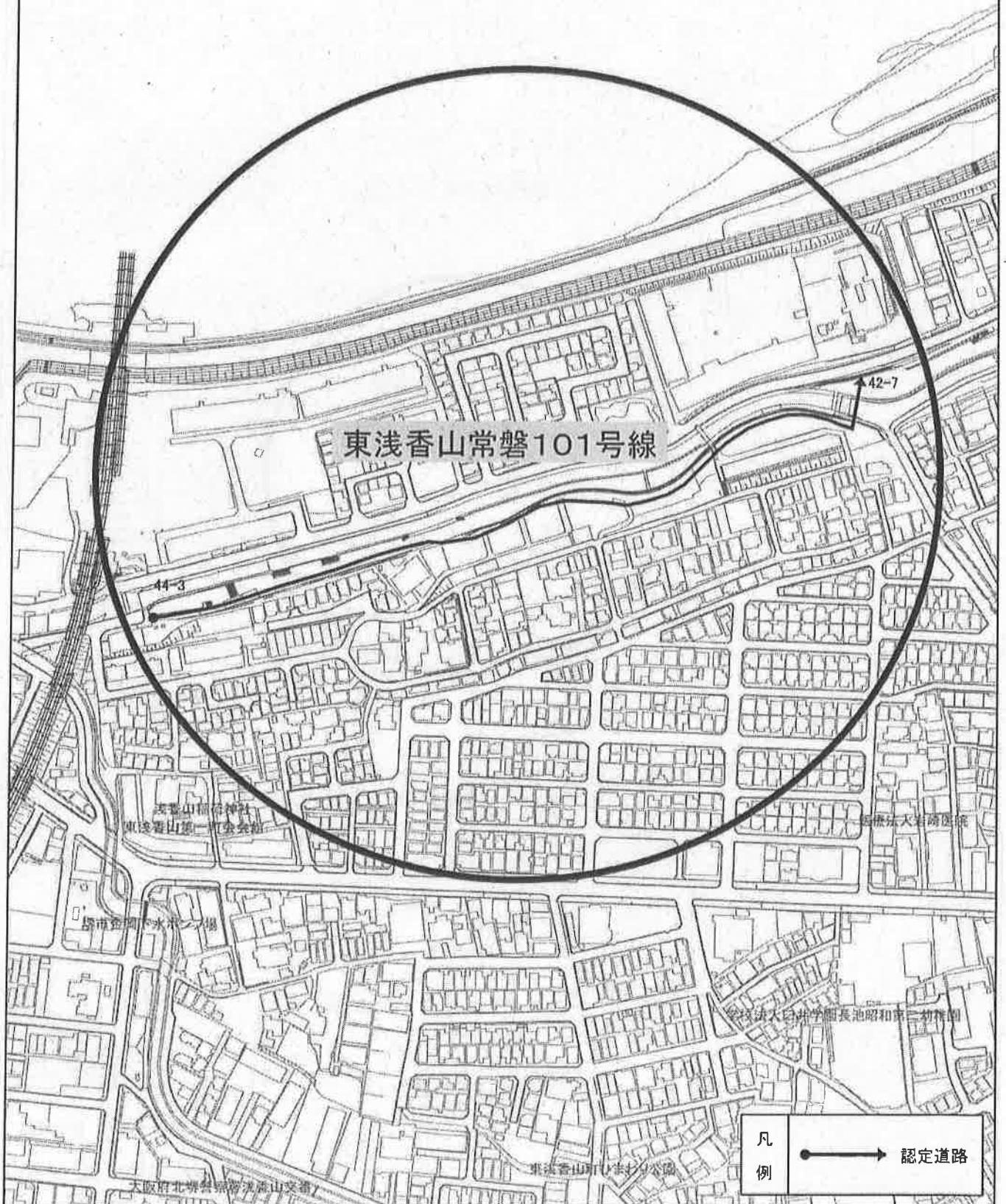


認定道路

市道認定路線図

11-16

整理番号 ㊦950



市道認定路線図

34-21

整理番号 ハ1039

学校法人樋口学園東百舌鳥幼稚園

土師町まどろ公園

土師213号線

土師町たのき公園

1886-18

1886-13

市立土師小学校

グループホーム友
グループホーム親河

土師町かきのき公園

土師すすむ公園

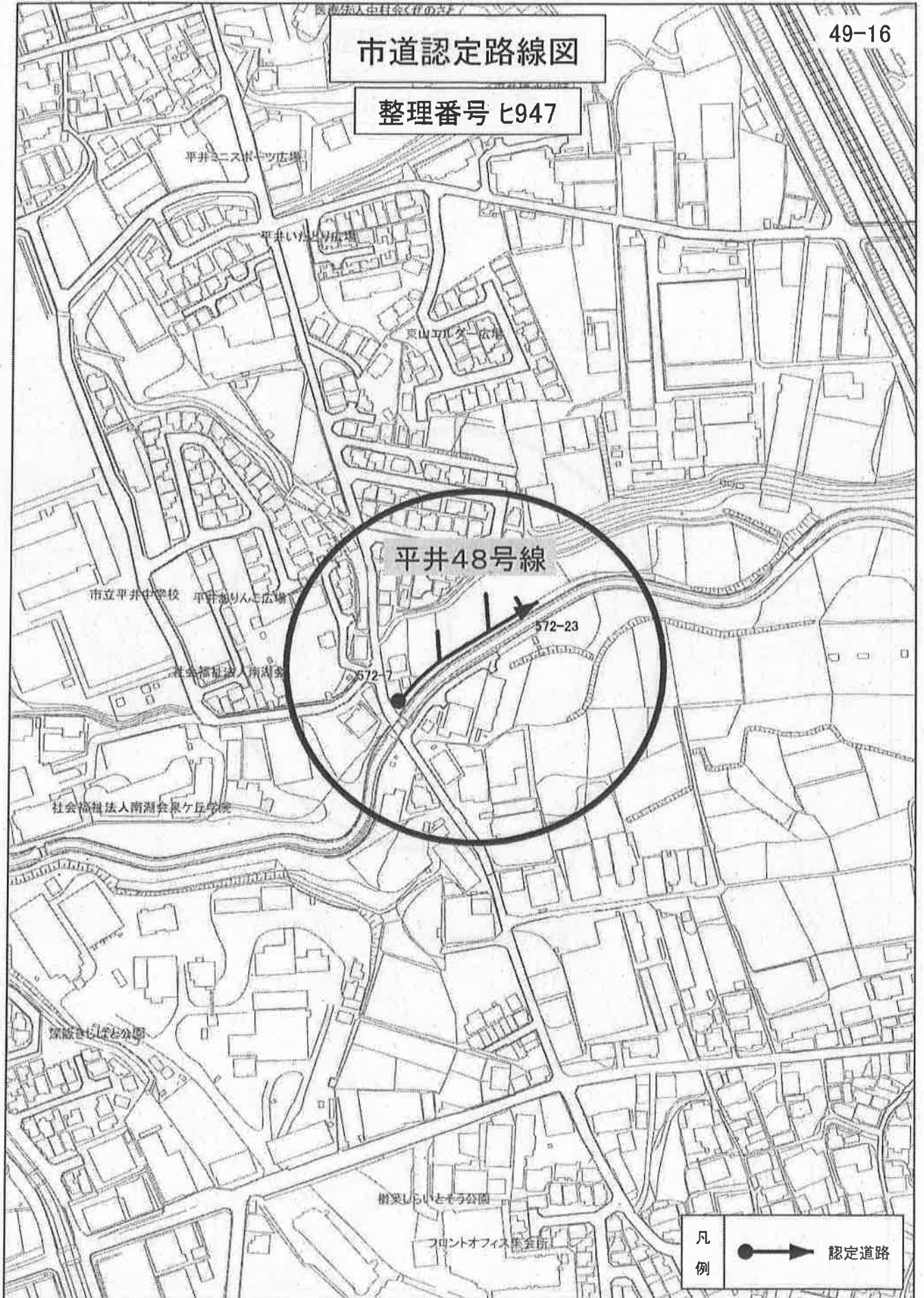
凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7947



平井48号線

572-23

572-7

凡例		認定道路
----	--	------

市道認定路線図

49-07

整理番号 ㊦948

平井49号線

1029-14

1029-17

東山いかりせう広場

大阪府西堺警察署東山交番

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7949

東法寺

東山65号線

608-15

609-3

東山にりも広場

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 4600

高倉台84号線



凡例



認定道路

市道認定路線図

37-12

整理番号 4601

多治井73号線

491-1

481-1

多治井2号公園

多治井公民館 多治井地区

多治井水利実行委員会

美原多治井運動広場

多治井南さびっ広場

凡例



認定道路

市道廃止路線図

11-12

整理番号 ㊦458

市立北巻入福祉センター

常盤町ウォーターリニア公園

常盤町ベルガモット公園

東浅香山101号線

24-2

124-1

東浅山桜木中堂

凡例



廃止道路

大字北共有地処分について

次のとおり大字北共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市東区日置荘北町3丁	303番5	ため池	3,342	3,345.20	東池の一部
	303番6	堤	0.34		
	303番7	堤	2.23		

処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

日置荘北町町会

代表者 堺市東区日置荘北町3丁21番37号 会長 西野 巳佐夫

3 処分の相手方

堺市東区日置荘西町6丁6番2号

有限会社栄和地所 代表取締役 片岡 富信

4 処分金額

金 248,933,058 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字北共有地処分について

1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金 (円)	使 途 計 画	金額 (円)	備考
日置荘北町町会	248,933,058	地元公益事業費	101,568,060	
		水利権消滅補償費	97,584,998	
		堺市に対する納付金	49,780,000	20%相当額
	計		248,933,058	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり



損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 4 日

堺市長職務代理者 堺市副市長 中 條 良 一

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,041,050 円
- 2 損害賠償の相手方 堺市西区*****

損害賠償の額の決定について

平成 31 年 3 月 28 日 (木) 午後 1 時 15 分ごろ、堺市堺区一条通 2 番 14 号先路上において、企画部職員が運転する本市車両が、府道大阪和泉南線を進行中、前方注視を怠ったことにより、赤信号で停車中の相手方車両に追突し、相手方車両を損傷させるとともに、負傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,041,050 円で合意に至ったものである。

令和元年第4回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）

令和元年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-19-0091

